

性による差別とアメリカ憲法(一)

釜田泰介

一、問題の所在

近年アメリカ国民の間において性による差別を撤廃しあらゆる領域における男女間の平等を実現しようとする動きが活発にみられるることは周知の事実である。この動きを反映してこれを法的に解決しようとする動きも一九六〇年代初頭よりますます大きくなってきている。このような動きは何を意味し、また法的解決はどのような方法でなされようとしているのであろうか。

て いる修正十九条である。修正十四条は法の平等保護を一般的に保障した規定であるから当然性による差別立法をも禁止しているものと考えられるが、ただ修正十四条とは別に修正十九条において性による差別を投票権との関係で特に禁止していることから修正十四条は必ずしも性による差別を禁止するものではないという解釈の出てくる可能性も考えられる。しかしアメリカ憲法は制憲者の真意は別として、本来性による差別を予定していないというべきであろう。⁽¹⁾なぜなら国民の名において制定されたアメリカ憲法には国民、市民、個人という概念は登場するけれども、男性としてのまたは女性としての国民、市民、個人という概念は含まれていないからである。国民、市民、個人という概念は性的のみならず、人種的にも信条的にも社会的身分的にも無色の中立概念なのである。すなわちこれら概念はア

アメリカ国民を構成している多様な人種、多様な出身国の持主、多様な信条の持主、男性、女性とは本来無関係の概念なのである。アメリカが憲法制定とその後のいく度かの改正に際し常にこのような中立概念を使用してきたことは、個人の人格の尊厳性、個人々格の平等性を建国以来基本的価値として選択しつづけんとしてきたアメリカの理念上の基本的立場と一致することであった。問題はこののような憲法の下で実際に作られた制度が必ずしも人種的、性的にまたその他の点においても無色のものではなかつたという点にある。国民、市民、個人は現実には人種的、性的色彩を帯びたものとして取り扱わってきた。ここに憲法の理念と現実との隔たりという現象が存在するのである。性差別についていえば修正十九条はこの隔たりを投票権との関係で除去しようとしたものであった。言いかえれば投票権行使者としての合衆国市民は性的に中立概念であることを確認したのである。これは投票権という特定事項に関するものとはいえる。アメリカにおける市民の概念は性的中立概念であることを確認したわけであるから、これのもつ意義は大きいというべきであろう。しかしその後他の問題との関係でこのような立場が必ずしもとられてきたとはいえないことは今日の差別撤廃を求める動きの大きさから推測できるところである。ゆえに今日のアメリカにおける性差別の撤廃を求める声はまさにこののような投票

権以外の事項において、憲法の示している姿と現実との懸隔をなくし、性的に無色の状態を作り出さんとする」とあると言えよう。

ではこの性差別の撤廃問題は今日どのような方法で法的に解決されようとしているであろうか。これには三つの動向があるがえる。その一つは議会を通して行うものであり、第二は裁判所を通してのものであり、第三はこの二つの機関の行動の根拠となっている憲法自体の改正を通して行おうとするものである。連邦議会は一九六四年公民権法 (Title VII of the Civil Rights Act of 1964) により雇用における性差別を禁止し、また一九六三年には同一賃金法 (Equal Pay Act) を修正して性による賃金差別を禁止するなど労働法の分野における男女平等の実現を試みた。また一九六〇年代から裁判所においても各種の性差別を争う動きが活発となり、性による差別を違憲とする判断が州、並びに連邦下級審の段階で示され、それを受けて一九七〇年代に入ると連邦最高裁もこの問題をとり上げ違憲の判断を示すに至ってきた。このように議会と裁判所を通して性差別を撤廃しようとする動きとその成果には六〇年代以前と比べると格段の差がみられるが、現実にはこの両方の機関の動きを通じてではまだ解決されない多くの性差別立法が連邦、州の両段階に多く存在しているのである。その解決されない原因を

憲法中の性差別禁止に関する明文規定の欠如に求めた連邦議会は一九七一年、性差別を明文で禁止する憲法改正案を提案した。⁽³⁾そしてこの改正案については現在なお州の批准手続が進められている。

法的権利の享受を性を理由にして拒絶することを連邦、州両政府に禁止するこの改正案が通れば、これはたしかに連邦議会、州議会の行動に対する大きな制約規定となり、それにより州、連邦各段階における男女平等が一層促進されるであろう。しかしそれで憲法は前述の「ごとく性的中立の立場を示しているわけであるから、今日でも議会が男女平等化の施策を講ずることを勧めこそそれ禁止すべきものでないことは言うまでもない。いわば今日の問題はこのような憲法的枠組の下で議会に憲法上の義務履行がないということである。この状態が憲法修正により突然よくなるとは考えられないし、特に連邦制下のアメリカでは州段階において依然として憲法改正後における議会の不作為が予測される。そして議会が積極的行動をしない場合、国民はこの解決を裁判所の司法審査権行使に期待することは特に近年における人種差別の解決をみると明らかであろう。」⁽⁴⁾このような現象はすでに現われてきており憲法改正後も予測できるところである。したがって性差別問題の法的解決は国民の一致した意思が議会立法の形で明確に示されるまでは裁判所を通しての

解決方法に特に注目する必要があるのである。以上のような理由から裁判所は今日の憲法構造の下でいかなる立場から性差別問題を扱っているかにつき、ここにその資料を提供せんとするものである。

二 性による差別とアメリカ最高裁判所

アメリカ最高裁が修正十四条の平等保護規定の下で、性による差別がこれを犯すものであるという見解を示したのは一九七一年になってからであった。古くは一八七三年の女性弁護士の登録が拒絶された Bradwell v. Illinois 事件⁽⁴⁾、新しいところでは一九六一年の女性の陪審勤務免除の合憲性が争われた Hoy v. Florida 事件⁽⁵⁾があるがいずれも合憲の判断が示された。しかし一九七一年にはじめての違憲判断を示して以来、最高裁は一九七五年までに十件の性による差別関係の事件を審理しそのうち七件について違憲判断を示している。一九七一年開廷期には死者の遺産管理人を決めるに際し、父親を母親より優先させている州法を違憲とした Reed v. Reed⁽⁶⁾ (資料①)、並びに未婚の母親には子供の監督権を与える一方で未婚の父親にそれを拒否している州法を違憲とした Stanley v. Illinois⁽⁷⁾ (資料②) がある。一九七二年開廷期には配偶者に対する諸手当を男性勤務者の場合には無条件で出すのに対し女性勤務者の場合には配偶者が半分以上の生活費を本人に負うていることを証明しないか

あらわせなじむじふる連邦法を違憲とした *Frontiero v. Richardson* 事件⁽⁸⁾ (資料③) がある。一九七三年開廷期には妊娠した女教師に対し一定期間強制休職を命じている州法が違憲とされた *Cleveland Board of Education v. La Fleur* 事件⁽⁹⁾ (資料⑧)、並びに未亡人に対し免税措置を講ずる一方で妻を失った男性にこれを否定している州法を合憲とした *Kahn v. Shevin* (資料⑤)、労働災害保障の適用対象となつていない病気を対象とする疾病保険制度の適用領域から妊娠を排除している州法を合憲とした *Geduldig v. Aiello* 事件⁽¹¹⁾ (資料⑨) の三件がある。一九七四年開廷期には男女軍人の強制除隊の条件を異にしている連邦法を合憲とした *Schlesinger v. Ballard* (資料⑥)、女性の陪審勤務について本人の希望提出を要件としている州法を憲法違反とした *Taylor v. Louisiana* 事件⁽¹³⁾ (資料⑩)、社会保障法にもとづく給付支払を未亡人の場合と妻を失った男性の場合とで異にしてる連邦法を違憲とした *Weinberger v. Wisenfeld* 事件⁽¹⁴⁾ (資料⑦)、並びに男女の成年齢に差異を設けてる州法を親の扶養義務との関係で違憲無効とした *Stanton v. Stanton* 事件⁽¹⁵⁾ (資料④) の四件がある。以上十件のうちの内訳は連邦法に対するもの二件、州法に対するもの七件である。これら以外にも最高裁に上告されたけれど最高裁が取りあげなかつた家族法、刑法に関するものと今日審理中のものもある。

今日まで判決の出ているこれら十件を内容的にみると、男女間の異った扱いについて、差別とされたものは、同じ状況にあるものを同じに扱わなかつたというのがその共通の理由である。これに対して差別でないとされた例は同じ状況にないとされたもの、言いかえれば過去に受けた被害の補填という観点から女性に対する優遇措置を合憲とした例でこれはいわゆる逆差別といわれているものである。いま一つは女性に特有の妊娠という問題を扱つた事件と、女性陪審勤務という例を通して女性の社会的役割を扱つた事件とがある。したがつて資料の訳出についてもこれらを扱われた問題別に紹介していきたい。

次に最高裁がこの性による差別の問題を憲法的に扱う扱い方については、いまだその内部において意見の一致をみていないことに触れておきたい。十件中、最初のリード事件だけが全員一致で、残りについてはすべて意見の対立をみている。この意見の対立において注目すべき点は、判断結果を同じくしつつその理由づけにおいてすなわち憲法的解決の方法について対立している点である。それにはまずこの性による区分の問題に平等保護条項を適用して解決する立場と、適正手続条項を適用して解決する立場の対立がある。そして平等保護で解決する場合にも性による区別を、本来憲法違反の疑いのあるもの(suspect)として厳格な審査を施すべきとする立場と、合理性テストを

適用する立場と、その中間ともいえる審査を適用する第三の立場との対立がある。この問題を適正手続の観点から解決したものは十件中二件で、これはむしろ例外的処理の仕方ともいえその他のものはいざも平等保護の点から解決しようとしている。

そこで平等保護条項についての審査基準に三つあるといふことは確固としたものというにはまだ問題はあるがその違いを簡単に述べておきたい。⁽¹⁷⁾ 従来一九六〇年代のウォーレン長官下での最高裁は厳格審査と合理性審査の二段階の審査基準を適用してきた。この厳格な審査（Strict Scrutiny）といわれるものはたとえば人種、宗教、外国人、出身国とくような基準による区分を「違憲の疑いのあるもの」とみなし、そのような区分に立法上の区分が関係している時、並びに投票権、旅行、出産などの基本的な権利とみなされるものに立法上の区分が制限を加える場合に適用してきた。この審査が適用されると被告は立法の目的が不可避的なもの、すなわち政府のもつていての不可避的な利益（Compelling State Interest）を達成する上での立法的必要であるといふこと、並びに個人の権利にもつとも侵害の少ない手段でこの利益を達成しようとしていることを立証する責任を負わされる。次に合理性審査（Rationality Test）の基準は、もひじゆるい審査基準で、区別が州の正当な目的達成にまつたく無関係な理由に依拠している場合にのみ

憲法違反とされるもので、これは主に社会経済立法に適用された。この審査の下では立法目的について理由があるかどうかを調べるが、その目的が実際にこの区分によって達成されるか否か、すなわち目的と手段の合理的関連性についてはあまり問題とされていない。これらが従来とられてきた平等保護条項に関する二重の基準であるが、一九七〇年代に入つてバーガー長官の下でとられるに至つたとされている第三の基準は、より強化された合理性テスト（Strict Rationality Test）あるいは手段審査（Means Scrutiny）に重きを置く基準といわれるものであった。その内容は正当な立法目的と手段との実質的関連性についての証拠を求める点に特徴がある。

三、性による役割分担と平等保護

性の差別に関する法律は外形上種々の形態を示し、したがつてそのおののの直接の争点は一応異つたものである。たとえば今回資料として掲げる四件についての争点はその各事件で持ち上つてている法律の形態によりリード事件においては遺産管理人に関する父親を母親より優先することの可否であり、スタンレー事件では未婚の母親には子供の後見人としての資格を無条件で認める一方で未婚の父親からはそれを無条件で剥奪することが憲法的に許されるかどうかということであり、フロンティエロ事件においては扶養手当を男性の場合にはその配偶者には

無条件で出すのに対し女性の場合にはその配偶者への支払いに条件を付すことが憲法的にみてどうかということであり、スタントン事件においては男女の成年齢に差異をおくことが親の扶養義務との関係で許されるかということであるが、これら争点の根底には実は共通の争点が横たわっているのである。それはこれら各法律はある共通の仮説にもとづいているからである。その仮説とは男性は家庭の外にあって所得を得、家を支えることを第一の任務とし、女性は家庭にあって家事育児に従事することが第一の任務であるということである。このように性により社会における役割の分担を行うことはアメリカ社会においても長い間維持されてきた考え方、社会形態であった。この考え方(18)がアメリカにおいていかに定着したものであったかは、このようなことが創造者である神の法であると一八七三年の最高裁判決の中において宣言されていることからしても明らかとなるのである。性による差別問題を考えるにはこの性にもとづく役割分担という伝統的な考え方があること(19)を先ず認識する必要があるのである。すなわち男性と女性の役割が本来分担されているものという点から出発するからこそ、リード事件の場合には男性は外で仕事についているから女性よりすぐれた遺産管理人であると推定され、またスタンレー事件の場合には女性は本来家庭にあって育児に従事している者であ

るから未婚の父親に比べ未婚の母親はよりすぐれた後見人であると推定され、フロンティエロ事件においては男性は外へ出て所得を得、家を支えることを本務とするものであるから、妻は当然夫の扶養者であると考えられるが反対に夫は妻に扶養されるのである。またスタントン事件の場合にはこのような点がまさに前面に出ている例で、男性の成年齢を女性より高くしてい る理由は男性は家の支え手としての任務を引きうけるに先立ち教育訓練を受ける必要があるがゆえに女性より長く親からの援助を受ける必要があるということであった。このような仮説は他の事件においてもみられることがある。以上見てきたようにこれらは個人の能力、資格を個別に判定するのではなくすべて性による役割分担からする推定に裏打されたものなのであった。そこでこれら事件のもつ真の争点は、このような性を理由にして各人の果す社会での役割を定めることは憲法上許されるかどうかということであった。フロンティエロ、スタントンはこの問題を真正面から取り扱ったものであった。最高裁判所は必ずしもすべての事件においてこのような角度から問題の解決をはかるうとしているのではなく、あくまでも各事件のもつ形式上の争点の解決をはかるのであるが、このことによつて結果として真に解決されるのは性にもとづく役割分担型思考の否定で

あるという点に常に留意する必要があろう。

以上のことをふまえた上で次に見るべき点は最高裁がどのような司法審査の基準を適用することによって問題の解決をはかったかということである。まずリード事件における立法の目的は男女間の遺産管理人としての順位をあらかじめ決定しておくことにより裁判所の仕事量を減少させという行政上の便宜性並びに経済性を確保すること、並びに有能な遺産管理人を任命することの二つにあった。この目的については裁判所はその正当性を認定している。ゆえに、リード判決が合理性テストという判断基準を適用したのであれば合憲判断に至ったはずであるが、本件はこの目的ととられた手段との実質的関連性を吟味することによって違憲とされたのである。すなわち手段としてとられた性による区分は目的のうちのどれとも実質的関連性をもつものではないと判定したのである。ここではより強化された合理性テストという伝統的合理性テストとは異ったものを適用したのであるが、性による区分を即「憲法違反の疑いのあるもの」とまではしていなかった。フロンティエロ事件においては違憲判断を示した八名の裁判官のとった基準に違いがみられ、四名の者は性による区分を即「憲法違反の疑いがあるもの」と考え、従って厳格な審査基準の適用を主張したのに対し、他の三名はリード事件において示された第三の基準の適用を主張した。⁽²⁰⁾こ

くすでに親として認められて いる未婚の母に対する取り扱いとの間には依然として差異が存在する」とになるからである。子供のために資格を備えた後見人を選定するという目的の達成のために、後見人としての適格性を個々に判断していかれるべきなのであって、性にもとづく推定とは無関係なのである。

このままで見ても三件は年代的にも初期の一九七一年から七二八年までの間に出来たもので、その後最高裁は六件の事件を扱い、その中で各々この三件との類似性、相異性を示す」とより違憲合憲の判断を下して いた。その間には審査基準の不統一性、並びに性差別のめぐらしの争点についての認識の欠如等指摘される点が多くあつたが、特にこの後者の点につき第十番目の事件であるスタントン事件は明快な解答を示したのである。

すなわちスタントン事件では性による役割分担型思考は平等保護の一つの基準のじずれを適用しても憲法上許されないものであつた。

性による区分がその根底にこのよ うな役割型思考をもつてあり、それは合理性テストすら満足されぬのではなく述べた点に注目すべきである。むしろこれが基準からして認められないと云ふことは一八七三年判決で示された伝統的な考え方ではあはや憲法の下で存立しえないものと云ふのである。ところが至って個人は性的中立の概念となつたのである。このことは一般的にもいえるのかどうかについては、この後に掲

げる逆差別、妊娠をめぐる問題についての判決を通して考えてみた。

(1) Ruth Bader Ginsburg, *Gender in the Supreme Court: The 1973 and 1974 Terms*, 1975 SUPREME COURT REVIEW 2, n. 5.

(2) John D. Johnston, Jr., *Sex Discrimination and the Supreme Court-1971-1974*, 49 N. Y. U. L. Rev. 618, n. 6, n. 7.

(3) この改正のめぐらし法的効果について Brown, Emerson, Falk & Freedman, *The Equal Rights Amendment: A Constitutional Basis for Equal Rights for Women*, 80 YALE L. J. (1971), (赤絵巻) (1975-1) ト メニカ法六〇頁° Kurland, *The Equal Rights Amendment: Some Problems of Constitution*, 6 HARV. CIV. RIGHTS-CIV. LIB. L. REV. 243, 250 (1971); Freund, *The Equal Rights Amendment is not the Way*, 6 HARV. CIV. RIGHTS-CIV. LIB. L. REV. 234, 242 (1971).

(4) 83 U. S. (16 Wall) 130 (1873)

(5) 368 U. S. 57 (1961)

(6) 404 U. S. 71 (1971)

(7) 405 U. S. 645 (1972)

(8) 411 U. S. 677 (1973)。參照 *The Supreme Court, 1972 Term* 68 HARV. L. REV. 116(1973); (抜印缺子) (1975-1) ト メニカ法1〇七頁°

(9) 414 U. S. 632 (1974)

(10) 416 U. S. 351 (1974)

- (11) 417 U. S. 484 (1974)
- (12) 419 U. S. 498 (1975)
- (13) 419 U. S. 522 (1975)
- (14) 420 U. S. 636 (1975); 95 S. Ct. 1225 (1975)
- (15) 421 U. S. 7 (1975); 95 S. Ct. 1373 (1975)
- (16) John D. Johnston, Jr., *Sex Discrimination and the Supreme Court*-1975, 23 UCLA LAW REVIEW 262, notes 127, 128, 129, 137.
- (17) *Development in the Law-Equal Protection*, 82 HARV. L. REV. 1065, (1969); G. Gunther, *In Search of Evolving Doctrine on a Changing Court: A Model for a New Equal Protection*, 86 HARV. L. REV. 1 (1972); Comment, *Fundamental Personal Rights: Another Approach to Equal Protection*, 40 U. CHI. L. REV. 807 (1973); Note, *The Decline and Fall of the New Equal Protection: A Polemical Approach*, 58 VA. L. REV. 1489 (1972); Note, *KAHN AND SHEVIN and The "Heightened Rationality Test": Is the Supreme Court Promoting a Double Standard in Sex Discrimination Cases?*, XXXII WASH. INGTON AND LEE LAW REV. 275, 276-278 (1975); *The Supreme Court, 1972 Term* 87 HARV. L. REV. 121-125 (1973).
- (18) Bradwell v. Illinois, 16 Wall 130 (1873) 諸君は皆々 Bra-dley 並の権威を尊重せん。
- (19) John D. Johnston, *Sex Discrimination and the Supreme Court*-1971-1974, *supra* 624, 626, 636. 次 Nancy S. Erickson,
- (20) *Women and the Supreme Court: Anatomy is Destiny*, 41 BROOKLYN LAW REVIEW 209 (1974); Dorris L. Sasser, *Women, Power, and the Law*, 62 A. B. A. J. 613 (1976) 附録。
- (21) Brennan, Douglas, Marshall, White の四議事官は皆 Powell, Berger, Blackman の三議事官連携評議會に付属するが、J. Stewart 議事官は本件を invidious discrimination と評判して、Rehnquist 議事官だけが右側に位置する。
- (22) Equal Protection と Irrebuttable Presumption は似て非なる概念である。Note, *The Irrebuttable Presumption Doctrine in the Supreme Court*, 87 HARV. L. REV. 1534 (1974); Note, *The Conclusive Presumption Doctrine: Equal Protection or Due Process?*, 72 MICH. L. REV. 800 (1974); Note, *Irrebuttable Presumption: An Illusory Analysis*, 27 STANFORD LAW REVIEW 449 (1975); John D. Johnston Jr., *Sex Discrimination and the Supreme Court*-1971-1974, 49 N. Y. U. L. REV. 617, 629-633 (1974); *The Supreme Court, 1974 Term*, 89 HARV. L. REV. 77 (1975); Laurence H. Tribe, *Childhood, Suspect Classifications, and Conclusive Presumption: Three Linked Riddles*, 39 LAW & CONTEMP. PROB. 8, 10 (1975).

〔資料①〕

リード・スミス事件

Reed v. Reed, 404 US 71 (1971)

バーガー長官が法廷意見を述べた。

リチャード・リン・リード（未成年者）は一九六七年三月一九日、アイダホ州アダ郡において遺言を残すことなく死去した。彼の養親二人が当該上告審における当事者であるが、この養親二人は右養子死去前から別居生活をしていた。リチャードの死後ほぼ七ヶ月経てから彼の養母である上告人サリー・リードが息子の遺産の管財人に任命されることを求める請求をアダ郡の遺言検認裁判所へ提起した。この母親の申立に対する審問のために決められた期日に先立って死者の養父である被上告人セル・リードが息子の遺産の管理人に自らが任命されることを求める反対請求を提起したのである。遺言検認裁判所は「この申し立に関する合同審理を行った後、遺産管理状は、宣誓を行うことと法律により要請されている債務証書を提出すること」を条件に被上告人セル・リードに対し出されると命令した。同裁判所はアイダホ法典15—312と15—314が本件を拘束する法規であるとしたうえで当該条項はセル・リードが男性であるが故に彼を優遇するよう命じているという解釈を示した。

15—312条は無遺言で死亡した者の遺産の管理資格を与える者を指定している。これらの指定を行うに際して、同条項は「」のような資格を与えられる者を十一段階に分類して表示している。そして同条項は実質上、遺産管理状に対し競合している申請人がいる場合、その相互の権利関係は同条項中に列挙されているこれら者の順位により決まることを定めているのである。このように列挙されている十一種の一つに無遺言で死去した者の「父又は母」がある。従つて同条項の下では上告人と被上告人とは同じ資格の級に属しているのであるから、一見、息子の遺産を管理する権利を平等に与えられているように思える。しかし15—314条は「申請人が複数であつてしかも〔§ 15—312 の下で〕平等な遺産管理権を与えられている場合には、男性が女性よりも優遇され、兄弟が異父母兄弟よりも優遇されねばならない」と定めている。

同命令を出す際に遺言検認裁判所は § 15—312 の下では「」の二人の申請人の資格は平等であることを暗に認めそして申請人のどちらもなんらかの法的無能力の状態にない」とに言及した。しかし同裁判所は被上告人は男性であるから「アイダホ法典15—314 条により」女性である上告人より優遇されるべきだ」と判決した。この判断を下すに際し、担当裁判官は遺産管理に付随した機能を当該競合申請人が果すうえでの相対的な能力に關

し判定しようとしたところにようなことは何も述べていない。担当裁判官はこれら男女は他の点では各々「平等な資格を与えられている」がここでは前記法規の拘束をうけ女性申請人より男性申請人を優遇すべきであると考えた」とは明らかである。

サリー・リードは遺言検認裁判所のこの命令につき控訴した。

彼女の控訴は § 15-314 に対する憲法訴訟としてアイダホ州第四管区地方裁判所によりとりあつかわれた。この争点を審理した当該裁判所は、争われている当該条項は修正十四条の平等保護条項を犯すものであるから無効であるという判断を下した。その結果本件は「当事者のどちらが遺産管理につきより適した資格を備えているかを判定するよう遺言検認裁判所へ差し戻す」という命令が下された。

しかしこの命令は執行されなかつた。というのはセシル・リードはさらにアイダホ最高裁へ上告し、同裁判所が地裁判決を破棄して父親を遺産管理人に指名すると、最初の命令を確認したからである。この判断に達するに際してアイダホ最高裁はまず初めに本件を拘束する法規についてふれたのち、§ 15-312 の下では「父親と母親とは遺産管理状を受ける『平等な資格を与えられて』」る。しかし、§ 15-314 により男性に与えられている優先権は「強行的」なものであり、従つて遺産管理人の任命に際し遺言検認裁判所が裁量権を行使する余地はないので

あると判断した。このように関係法規を確信と権威をもつて解釈したのちアイダホ最高裁は次に、§ 15-314 は遺産管理人となる可能性をもつた兩人の個々の資格に留意するのではなく女性よりも男性に強行的に優先権を与えることにより平等保護条項を犯しているというサリー・リードの主張を検討した結果、それを拒絶したのである (93 Idaho 511, 465 P2d 635)。

サリー・リードはやゝ 28 USC § 1257 (2) により当裁判所の審査を求めて上告したのや当法廷は本件についての管轄権をもつものと判定した (401 US 934)。訴訟記録を調べ、上告趣意書と両当事者の口頭弁論とを考察した結果、当法廷はアイダホ法典 § 15-314 により男性に有利に設けられている専断的な優先権は、州はその領域内による何人に対しても法の平等なる保護を拒絶してはならぬ」という修正十四条に照らすと効力をもちえないと判断するものである。

もちろんアイダホ州は女性に遺産管理状を全く拒否しているわけではない。実際には、§ 15-312 の下では配偶者が無遺言で死亡した場合、その女性は息子、父親、兄弟、その他の死者の男性縁者よりも優先権をもつているのである。やがて、わが国では思うに女性の方が長寿であるところから大部分の遺産は、無遺言のものも死者の遺言にもどりくとも双方とも生存する未亡人により管理されているところを当法廷は明白

な事実として確認であるのじおる。

§ 15-314 の適用は遺産管理状に対する競合した申請が § 15-312 によつて設けられてくる同一資格のクラスに属する男女両人により提出されたような場合に限定されてくる。このような情況において § 15-314 は申請人の性を理由にして異つた取り扱いが申請人に与えられる」とを定めてくる。故に同条項は平等保護条項に基づく審査に服すべや類の区別を設けてくるのである。

平等保護条項を適用するに際して当法廷は一貫して、修正十四条は異つたクラスにある者を異つた方法で扱う権限を州に拒絶するのじはないと認めんじめた。(Barbier v. Connolly, 113 US 27 (1885); Lindsley v. Natural Carbonic Gas Co., 220 US 61 (1911); Railway Express Agency v. New York, 336 US 106 (1949); McDonald v. Board of Election Commissioners, 394 US 802 (1969))。しかし、同修正の平等保護条項は、ある法律を定めその中で人々を異つたクラスに類別しその法律の目的とは全く関係のない基準によつて彼らを異つたように扱う権限を州に拒絶してくる。区分は「専断的でなく合理的なものでなければならず、当該法律の目的に正当にして実質的関連性をもつた相異を理由とする」とに依拠していかなければならないのである。従つて同じ状況にある者は全て同じ

扱ふをわれぬぐれぬのじおる」(Royster Guano Co. v. Virginia, 253 US 412, 415 (1920))。ハリド本件で提出われてある問題点は遺産管理状を求めてくる競合申請人の性における相異を § 15-312 と § 15-314 とを適用する」とにより達成されると考えられてくる州の目的に合理的関連性を有してゐるかどうかといふことである。

後者の条項を支持するに際してアイダホ最高裁は § 15-312 の下で平等な資格を与えられてゐる「一人またはそれ以上の者が遺産管理状を請求するような場合に、紛争の一つを除去し、それによつて遺言検認裁判所に「どの者が指名されるか」という問題の解答」を提供する」とが同条項の目的であつたと判断した。同裁判所はまたこのような人々が同じ性のもの主でない場合に、女性を考察の対象から排除する」とは「本来なら申請している二人またはそれ以上の縁者の相対的能力にかんし審問を要するような争点を解決するために議会によつて上案された方法としては非論理的でも専断的なものでない」とも判断してゐた。(93 Idaho, at 514, 465 P2d, at 638)。

明らかに、ある種の争いを排除する」とによつて遺言検認裁判所の仕事量を減少させるという目的は正当性のないものではない。しかし重要な問題は § 15-314 はこの目的を平等保護条項の要請する」と一致した方法で達成しようとしているかど

うかといふ」とである。当法廷は一致した方法ではないと考える。能力に関する審理の排除を達成するということだけで、一方の性に属す者に他の性に属する者より強行的優先権を与えることは修正十四条の平等保護条項により禁止されてい正に専断的な立法上の選択に当るものを設けることになるのである。

従つて家族間の争いを避けることのもつ積極的価値にかんしてどのようにことがいわれるとしても、このような状況でなされる手段の選択が性を理由にしてのみなされる」とは法的に許されないことである。

最後に当法廷は、たとえ § 15-314 が § 15-312 に対する修正として付加されたもので、したがつて同じ目的を目指したものと単に考えられるとしても当条項の適憲性がそれによって救われるわけではないといふことに特に言及しておきたい。 § 15-312 の目的は明らかに無遺言で死亡したものとの関係の程度と種類に従つて種々のクラスに属する人々の資格の段階を定めることがある。同条項に列挙されているクラスのいずれか一つに属するものはその者の性に関係なくこの目的との関係においては同等の立場に置かれているのである。問題とされている条項はこのように同じ状況にある男女を異つたように取り扱うことにより平等保護条項を犯しているのである（前出 Royster Guano Co. v. Virginia を参照）。

性による差別とアメリカ憲法

（一）

アイダホ州最高裁の判決は破棄され本件は以上述べた意見に従つてさうに審理されるべく差し戻されるものである。

破棄差し。

〔資料②〕

スタンレー対イリノイ州

Stanley v. Illinois, 405 US 645 (1972)

ホワイト判事が法廷意見を述べた。

ジョン・スタンレーはピーター・スタンレーと十八年間断続的に生活を共にしてきた。その間に兩人は三人の子持ちとなつた。ジョン・スタンレーが死去した時、ピーター・スタンレーは妻のみならず、自分の子供も失つたのである。というのはイリノイ州法の下では未婚の父の子供は母親の死亡と同時に州の被保護者となるとなつていたからである。したがつてジョン・スタンレーの死亡と同時にイリノイ州によって開始された被保護者決定審判においてスタンレーの子供は州の被保護者となると宣告され裁判所の任命した後見人の下に置かれることになつた。スタンレーは自分は親として不適当であるという立証を一度もされなかつたし、また結婚している父親並びに未婚の母親はこのような立証の機会を与えられずに子供を奪われることはないとあるから自分は修正十四条によつて自分に保障されている

法の平等なる保護を剥奪されたと主張して上訴を行つたのである。

イリノイ州最高裁判所はスタンレー自身の不適格性について立証されていなかつたという事実を受け入れながらも、平等保護に関する申し立を拒絶してスタンレーは子供の死亡した母親と婚姻関係になかつたというこの一事を立証する」とによつて子供を引き離すことは適切になしいうことであると判断したのである。スタンレーの父親としての実際上の適格性は無関係であった。(In re Stanley, 45 Ill 2d 132, 256 NE 2d 814 (1970))

スタンレーは当法廷においても彼の平等保護に関する主張を強調しているのである。州側は、未婚の父はその子供を育てるに適していないと推定されているといふこと、ならびに個々の父親がその子供を引き離されるに先立つて実際に親として不適格かどうかを決定する個別の聴聞をする必要はないということを返答しつづけている。当法廷はこのような推定に基づく手続方法というものがイリノイ州が他方で結婚している父親(離婚したのであれ、妻に死に別れたのであれ、別居中であれ)と母親(たとえ結婚していなくても)に、彼らは子供を育てるに適しているという推定の恩恵を受けることを認めているという事実に照らせば有効と認められうるかどうかを判断するために移送令状を出したのである。(400 US 1020 (1971))

I

II

最初に当法廷は以下のよだんな州側の主張を退けるものである。

それはスタンレーは後見人としてまたは養子縁組手続を通して自分の子供の保護権を再び手に入れる可能性が考えられるから子供を引き離すに至つた被保護者決定審判の適切性について考察する必要はないという主張である。この主張はスタンレーが他の親と異つたように取り扱われたとしてもその違いは重要ではなく、法的にみて修正十四条の目的の範囲内はないのであるとこういふのである。しかし当裁判所はいまだかつて、不正は後に取り消されうるなら行われてもよいというよだんな一般的命題を認めていたりとはしないのである(Cf. Sniadach v. Family Finance Corp., 395 US 337 (1969))。たしかに今とり扱つてゐる本件において、「行うことと取り消すこととの間に遅延が存在すれば請求人は子供を奪われるという害をいつおり、子供は不安定と他所へ移されるという苦しみを味ねう」とは確実なのである。

さらにスタンレーには彼の子供が州の被保護者となると宣告された過程での手続の結果起つた不利益を即刻取り除くような手段がないことは明らかである。第一にスタンレーは彼の子供を養子とする行動をとれると主張されている。しかしイリノイ州法によるとスタンレーは子供の親として扱われているので

はなくして他人として扱われてゐるのである。そして被保護者に関する手続は彼は親の権利行使する適格性をもつていないという推定に基いて進められたのである。当法廷が知らされていなかぎりにおいてイリノイ州法は養子縁組手続において彼に何らの優先権を与えていない。彼が適格性を備えた親となりうるところ、「」とだけではなく、この子供の保護を希望しているもののがやむとも適したものであると「」と立証するのは彼の責任とされているのである。またわれわれは本件訴訟が起きた発端となつた審判手続において、保護監察官、州検事補並びに本件を担当した判事がスタンレーは未婚で収入がないから養子縁組手続によって望みを満たすことは現段階で期待できないことを明らかにしていたことを無視することはできない。イリノイ州最高裁判所は明らかにこれらの考慮のいくつかあることは全部を認めていた。なぜなら同最高裁はスタンレーが養子縁組申請をしていないことにより彼の主張は根拠を薄くしているとは述べていなかつたからである。

当法廷においては州はスタンレーが「後見監督権」申請をしていないことに焦点をあててゐる。これは彼が子供に対する権限を回復できる第一の方法といわれているものである。財政的基盤もなくしかもすでに一度不適格と考えられている未婚の父が保護権申請をすることは無益であろうとわざわざしいもので

あらうと、この明白な問題点に答えるに際し、この意見は法律上の後見は親子関係でも養子縁組関係でもないという事実を見のがしているのである。後見監督権訴訟で後見人に任命される者は親に対する義務懈怠訴訟で立証されねばならないような理由なしにいつでも解任されるのである (Ill Rev Stat, c. 37, § 705-8)。後見人は裁判所の許可なしにはその管轄地から子供を外へ連れ出すことはできない。また後見人は子供に関する事柄について彼がなした処置を裁判所に報告する義務が生じるであらう。 (Ill Rev Stat, c. 37, § 705-8)。当時明らかであったことはたゞえスタンレーが「後見監督」者としてほとんど適した状態にあつたとしても、未婚の父に「後見監督」者の地位のみ与えることは彼をこの地位の故に非常に害をうける状態に依然として放置することになるということであつた。

従つて我々はイリノイ州がわれわれに回避させようとしている次のような問題すなわち未婚の父全員を区別し負担を負わせている」の推定は憲法と矛盾するかという問題を吟味しなければならない。当法廷は、法の適正手続の問題としてはスタンレーは自分の子供を取りあげられるに先立ち親としての適格性に關して聴聞を受ける資格を有していたと判断する。また彼に聴聞の機会を拒否する一方で子供の後見につき異議を申し立てられている他の親に全員この聴聞の機会を施すことによつて州は

スタンレーに対し修正十四条により保障されている法の平等保護を拒絶したと判断するものである。

II

イリノイ州は非行とは無関係の子供を親元から引き離す方法として一つの主要な方法をもつてゐる。被保護者決定手続において、州は子供に生存している親又は後見人がいないが故に子供は州の被保護者となることになるとを証明であらね (Ill Rev Stat, c. 37, §§ 702-1, 702-5)。義務懈怠手続においては州は、現在の親または後見人は適切な世話をしていないが故に子供は州の被保護者となるべきだとふりとを証明であらね (Ill Rev Stat, c. 37, §§ 702-1, 702-4)。

義務懈怠手続に於て子供の利益を裁判所に決定しておるといふことをとして幼い子供を保護するという州の権利（実際には義務）は本件では問題とされてはいない。むしろ、我々は未婚の父は、子供との現存の結合つきが考慮されねばならないような「親」ではないという理論によつて州の役人に義務懈怠手続の実行を妨げる権限を与えてゐる被保護に関する法律を問題としているのである。「親」とは「嫡出子の父母、またはこのうちの生存している者、または非嫡出子の生母を意味し、養親の「やれかを含む」 (Ill Rev Stat, c. 37, § 701-14) がこの文句は未婚の父を含まないと州側は主張している。

したがつてイリノイ州法の下では全ての親の子供は義務懈怠手続に於て親から引き離される可能性があるが、それは告知、聴聞がなされ、義務懈怠に當るほどの親としての不適格性が証明された後においてのみであるのに対し、未婚の父はもつと簡単な被保護手続によりなされるという特徴がみられる。この手続を使用することにより、州は父親が母親と婚姻関係になかつたことを立証すれば、実際上の親としての不適格性を証明する必要はないのである。その理由は法律上親としては不適格と推定されているからである。したがつて未婚の父が親としての資格を主張しても「無関係」として退けられるのである。

適正手続条項の下でこの手続について考察するに際して当法廷は別の事件で行ったように法の適正手続は「政府が個人の利益を害するところの内容をもつた事件と考えられるものはどれにおいても」聴聞を要請するとは限らないとふりとを認めるであらね (Cafeteria Workers v. McElroy, 367 US 886, 894, (1961))。この事件は「適正手続は正にその性格からして、あらゆる予期できる情況に普遍的に適用される確固たる手続という概念を受け入れない」と説明しそして「ある一定の情況の下で適正手続がどのような手続を要求するかは、政府行為によって影響をうけた個人の利益と同様に政府の機能についての正確な性格を決定する」とから始められねばならない。」とこう

、いふをせりあらむ立証したのどおぬ (Id., at 895; Goldberg v. Kelly, 397 US 254, 263 (1970))。

本件における個人の利益は自分が設け育てた子供に対する男性の利益であるが、それは尊重されまた強力な対抗利益がない限り保護されぬ」とを保障されてゐるのである。彼または彼女の子供と交わつたり、世話をしたり、保護したり取り扱つたりするところ親の利益は「変わりやすい経済制度からのみ引き出される自由に対する訴えがなされる場合を除いては当然尊重されぬのとして当裁判所へもたらわれぬ」ことは明らかである (Kovace v. Cooper, 336 US 77, 95, (1949) (Frankfurter, J., Concurring))。

当裁判所はしづかに家族の重要性について強調してゐる。子供をもつて育てる権利は「基本的なもの」 (Meyer v. Nebraska, 262 US 390 (1923)) 「人間の基本的公民権」 (Skinner v. Oklahoma, 316 US 535, 541 (1942)) 「財産権よりまさぬかに貴重な権利」 (May v. Anderson, 345 US 527, 533 (1953)) と考えられてゐた。「子供の保護、世話、養育は第一に両親による、いふは我々にとって重要なものであり、そして両親の役割と自由とともに州が提供すべきものであらむ義務が伴つてゐるのどおぬ」 (Prince v. Massachusetts, 321 US 158 (1944))。家族単位の完全性は修正十四条の適正手続条項

(Meyer v. Nebraska, supra, at 399)、修正十四条の平等保護条項 (Skinner v. Oklahoma, supra, at 541)、修正第九条 (Griswold v. Connecticut, 381 US 479 (1965) (Goldberg, J., Concurring)) が保障されじるゝと判断されてやだ。

法律は結婚式により正当化されじるもの、これらの家族関係を承認する」とを拒絶してはいなし。最高裁判所は、私生児で非嫡出の子供に対しその母親の死に対する不法行為による死亡訴訟を認めていない州法を違憲と宣告し、」のうな子供は他の子供が有している権利を拒絶されえない、何故ならこのよな事例における家族の結合はより正式に組織された家族単位の中にみられる家族の絆と同じよう緩かく、持続性のある、重要なものである場合が多いからであるといふことを強調したのである (Levy v. Louisiana, 391 US 68, 71-72, (1968))。平等保護の基準は生物学的関係によつてむしろ『法的』なものであるべきだとのぐれいの争点を避けぬ」とどおぬ。何故なら平等保護条項は州が選択するののような『法律上の』一線を引く権限に必然的に制約を課すものであるからである (Glona v. American Guarantee Co., 391 US 73, 75-76 (1968))。

この先例からして少くともベトナム戦争がその子供の保護権を保持するところの利益は認め得るものであり重要なものであ

ると、こうことが明らかとなるのである。

州側に於ては州はその利益を非常に明白なものとしてきた。すなわちイリノイ州は少年裁判所法の目的は「未成年者の道徳的、感情的、精神的、肉体的幸福と社会の最良の利益」を守ることでありそして「可能なかぎりいつでも未成年者と家族の絆を強めることである。従つて未成年者の幸福、安全または公衆の保護が、この未成年者を両親の保護から引き離さない限り適切に守られえない時にのみ彼を両親の保護から引き離すということ」であるとしている。(Ill Rev Stat, c. 37, §§ 701-2)。これは州が遂行する権限内に十分属している正当な利益である。我々は義務懈怠をしている両親は子供から分離されてもよいという主張を疑問視するものではない。

しかし当法廷は州の目的の正当性を評価するよう求められているのではなく、むしろこれらの目的を達成するために使われている手段が憲法上擁護可能なものであるかどうかを決定することを求められているのである。父親に特定の争訟事件において不適格かどうかを決定するために設けられている聴聞の機会を与えるに子供を父親から引き離すに際しての州の利益は何であろうか。我々は州が適格性を備えた親の保護から子供を分離するとき州はその宣言された目的に対しなんら資するものを持たないと考える。実際、もしスタンレーが適格な父親であれば

不必要にも彼を家族から分離する時、州は自ら明白に表明した目的の達成を妨げているのである。

Bell v. Burson, 402 US 535 (1971) 事件において当法廷はある制度を適正手続条項に反すると判定した。その理由は州自身がその制定法上の制度にとって不可欠のものと考えていた正にその要素（この事件でいえば運転中の過失、本件でいえば親としての適格性）に言及せずに運転者から免許をとりあげたという点にあつたのである。イリノイ州はスタンレー並びに他の未婚の父全てはその子供を育てる資格がないと合理的に推定可能であると主張することにより、ジョージア州の免許停止制度を無効とした自己矛盾を避けようとするだろう。

るに価しているということが理解されたであろう。もしそうであれば州がとっている法律上の政策は保護権を彼の手に与えることにより促進されるものとなつたであろう。

Carrington v. Rash, 380 US 89 (1965) 事件は同じような状況を扱っていた。この事件において当法廷はテキサス州は善意の住民のみに有権者を限定する強力な利益を持つていてこれを承認した。テキサス州に駐留している大半の軍人が同州に留まる意思を持つていては争われていなかつた。故に大部分の者は州の問題における投票権を奪われたのである。しかし当法廷は、ある軍人は明らかに善意の住民であったことは「この後者のグループに属する者を区別するには「もつと正確な基準」(id., at 95) が利用できるとき、全ての軍人から投票権を剥奪している一律的排除を許すことを拒絶したのである。

「軍人に非居住者の推定を論駁することを永遠に禁止することにより」(id., at 96) 州は重大な剥奪行為に不当にも効力を与えたと当法廷は述べたのである。個々の人物に関して軍人の居住に対する申立を判定することにより、もつときめの細かい認識をたやすく達成されえたにもかかわらず、この事件は人々を一つの次元から（すなわち軍人として）のみみていたのである。「当法廷は軍人が投票権のためにある州に新しい本籍地を実際に得たのかどうかを判定する際にはおそらく特有な問題が生

ずるであろうということを承認する。我々はテキサス州が、他の州が行つたように投票権申請人全員が実際に善意居住の要件を満たしているかを確認するための合理的かつ適切な手段をとっている) 条項はこのようならールを逸脱している。『本件において創設されている推定はまさに終結的なもの、すなわち非常に明白な証拠によつてもくつ返すことのできないものなのである』(Id., at 96)。「兵役につく前に住民でなかつた全ての軍人は」「この条項によって一掃される該当者となる。個々人の資格がどうであるかにかかわらず彼らのうちの誰もテキサス州において永久に投票できないのである」と我々は判断した。そして我々はこののような情況は平等保護条項に反すると考えたのである。

ベル事件とカーリントン事件にかかわらず、未婚の父親にはめつたに適格者がいないからイリノイ州はスタンレーの場合を含めてどの事件でも調査というような行政上の不便を経験する必要はないという見解もある。正当な州の目的を達成するために迅速かつ有効な手続を確立することは憲法判断において承認されるに値した適切な州の利益である。しかし憲法は迅速性と効率よりもっと高い価値を承認しているのである。実際、平均的公務員と同様に、おそらくはそれ以上に立派な公務員の特徴

とそれがちな能率、効率に圧倒的に関心を示すことから弱い市民のこわれやすい価値を守るために考えだされたものであると、

権利章典一般につき、特に適正手続について言うことは正しいことなのである。

推定による手続というのは個々人を基礎にした決定よりははあるかに経費の安いものでよりたやすいものであるのが常である。しかし本件におけるようにその手続が能力と責任という決定的問題を排除する時、すなわちその手続が過去の形式性を重んじて現在の現実を明らかに無視する時、その手続は必要にも親子両方の重要な利益に対する安全弁を危険にさらすのである。したがつてこの手続を認める」とはできない。

ベル対バーソン (Bell v. Burson) 事件において州は運転免

許を停止するに際し過失というものに注意を払おうとしながら

この過失を評価することになる聴聞を行わず市民からその者の免許を奪うこととはできないと当法廷は判断した。過失なしには州の宣明された利益は非常に稀薄なものであつたから行政上の便宜性ということだけでは過失についての責任が考察される聴聞をなしに済ませる理由としては十分ではない。統計的にみて事故を起こす運転者というものは全体としてあるいは部分的に過失を犯すということが非常にありがちであるという推定をもつて、免許を停止するに先立つて特定の事件における聴聞とい

証拠の提出を排除することはできなかつた。

当法廷は適正手続条項は本件においても同じ結論に達することを命じていると思う。たとえスタンレーが適格性を備えた父親であることが立証されるとしてもスタンレーの子供を保護するという州の利益は何ら害されないのであろう。しかし州はこのような立証を行うよりは推定を行う方がもっと便宜であるという理由のみに基づいてスタンレーの不適格性を立証するよりはむしろ推定を行う方法を主張しているのである。適正手続条項に基けば、今問題となつている争点が父親を家族から分離することである時、このような便宜性というような利点をもつてしては父親に聴聞を拒絶することを正当化するには十分でないものである。

III

イリノイ州は婚姻関係にある両親、離婚している両親、ならびに未婚の母親の子供の保護を聴聞と義務懈怠の立証を行つた後にのみ引きうけることにしている。しかし未婚の父親の子供は親の適格性に関する聴聞をうけずにつか親の義務懈怠に関する立証をされないままに州の被保護者と宣告されるのである。州裁判所ならびに当法廷におけるスタンレーの主張は親の資格に関する聴聞を他の親に認める一方で自分にその機会を与えないのは、自分に法の平等保護を拒否したことになるということ

である。当法廷はイリノイ州に在住するすべての親は子供をその保護下から引き離されるに先立つてその適格性に関する聴聞を受ける権利を憲法上与えられているという判断に達した。このことはこののような権利をスタンレー並びに彼と同じような状況にある者に拒否する一方で、それをイリノイ州在住の他の親に認めるることは平等保護条項に不可避的に反するといふことになるのである。

イリノイ州最高裁判所の判決は破棄され、本件は以上述べた見解に従つた手続を取るべく同裁判所へ差し戻される。以上のように判決する。

パウエル判事とレンキスト判事は本件の審理並びに判決に参加していない。ダグラス判事は本意見のIとIIにのみ参加している。

バーガー長官とブラックマン判事の裁判管轄権の観点からする反対意見があるが省略。

〔資料③〕

「ローハーロ夫妻対リチャードソン」

Frontiero v. Richardson, 411 US 677 (1973)

ブレナン判事が判決並びに意見を述べた。

ダグラス、ホワイト、マーシャル各判事が同意している。

性による差別とアメリカ憲法 (4)

当法廷に提起されている問題は制服公務員の一人である女性が 37 USC §§ 401, 403 と 10 USC §§ 1072, 1076 にむづく増額された住宅手当と医療手当を得るために男性と平等の立場に立つて彼女の配偶者を扶養者として請求する権利に関するものである。これらの法律の下では男性は彼の妻を、実際に彼女が彼女の生活費のどれだけを彼に依拠しているかどうかに無関係に扶養者として請求してよいことになっていむ (37 USC § 401 (1); 10 USC § 1072 (2) (A))。他方女性は彼女の夫を彼が実際に彼の生活費の半分以上のものを彼女に依存しているのではなくかぎりの法律の下で扶養者として請求できないのである (37 USC § 401; 10 USC § 1072 (2) (C))。したがって判断を求められている問題は、の取扱い上の違いは修正五条の適正手続条項を侵害して女性勤務者を憲法に反して差別することになるかどうかということである。アラバマ中部地区の連邦地裁合議法廷は一対一で違憲の主張をしりぞけそしてこのようないきめ細かい区別を設けてくる制定法規の合憲性を確認した (341 F supp 201 (1972))。われわれは当法廷はこの事件に対する裁判権を持つものと判断した (409 US 840 (1972))。われわれは原判決を破棄するものである。

I

すでに制服勤務についでいた者の更新を確保しようと考えて

同志社法学 二八卷五号 一四九 (八二二)

連邦議会は 37 USC §§ 401 et seq. や 10 USC §§ 1071 et seq. で制服勤務の公務員に企業とせり合つ形で特別手当を出すという計画を制度化した。そこでは扶養者をもつ制服公務員は増額された「住宅基本手当」をうける権利を与えられておりそして 10 USC § 1076 にもとづき軍人の扶養家族は総合的医療並びに歯科治療を受けられる」となつていていた。

上告人ジヤロン・フロンティエロ（合衆国空軍中尉）は増額された宿舎手当と彼女の夫上告人ジョセフ・フロンティエロのための住宅、医療手当を、夫は自分の扶養者であるという理由で請求した。このような手当は制服男性軍人の妻に関しては自動的に与えられたであろうけれども上告人の申請は拒絶された。何故なら彼女は自分の夫がその生活費の半分以上を彼女に依存しているということを立証しなかつたからである。そこで上告人は本件訴訟を開始しこのような区別をする」とで、当該法律は修正五条の適正手続条項に反して、性にもとづき不合理に差別をするものであると主張した。本質においてこの制定法の差別的効果は二重になっていると上告人は主張した。すなわち第一は手続問題として女性軍人は彼女の配偶者の依存度を立証することを求められているが他方このような義務は男性軍人に課されていない。第二に実体的問題として妻の生活費の二分の一以上を提供していない男性軍人は手当を受けとつていてのに対

し、同じ状態におかれている女性軍人はこののような手当を否定されている。したがつて上告人はこれらの法律の執行を継続することを禁止する永久の差し止めと自己と同じ状況にある男性軍人がうけとつているのと同じ住宅医療手当を自分に支払うよう命ずる命令とを請求した。

これら条文の立法過程史をみても男女軍人の異った取扱いの上有ある目的はほとんど明らかにならないけれども連邦地裁の合議法廷の多数意見は、連邦議会はわれわれの社会では夫が通常一家の稼ぎ手である（妻は典型的に扶養家族としての伴侶である）から「夫の生活費を請求している既婚の女性勤務者に、彼女達への夫の依存性の推定を拡大するよりは実際の依存性を立証することを求める方がもっと経済的であろう」(341 F Supp 2d 207) と合理的に結論を下したのだと推測した。実際、制服勤務者の全体の約九九パーセントは男性であるという事実からして地裁はこのような違つた取り扱いはおそらく「行政上の出費と人力のかなりの節約」となるだろうと考えた。(Ibid.)

II

最初に上告人は、性にもとづく区別は人種、外国人、祖先の出身国にもとづく区別のように生来違憲の疑いがあるものであるから従つて厳密な司法審査に服させられるべきであると主張している。われわれはこの見解に賛成であり実際、ほんの前回

の開廷期の *Reed v. Reed*, 404 US 71 (1971) におけるわれわれの全員一致の判決中に、のよつたな接近方法に対する少くとも暗黙の支持を見い出すのである。

Reed 事件において当裁判所は「人の者がその他の点で遺産の管理人として任命される平等な資格を与えられている場合に

は男性の申請人が女性に優先されるべきであると規定している。アイダホ州法の適憲性を考察した。上告人（死者の母親）と被上告人（父親）は彼らの息子の遺産の管理人に任命されることの請求を相互に提出した。両当事者は死者の両親として同じ資格を備えたクラスに属していたので制定法上の優先条項の適用が求められしたが、父の請求が認められた。上告人はこの法律は彼ら個人の資格とは無関係に女性より男性を優遇する」とを命ぜるより修正十四条の平等保護条項を犯していると主張した。

当裁判所はアイダホ州法は「彼らの性を理由にして異つた取り扱いが申請人に与えられる」とを定めているので、それは平等保護条項によるべく審査に服すべき区別を定めているものである」(404 US, at 75; 30 Led 2d 225) ことを認めた。「伝統的な平等保護の分析によると立法上の区別はそれが「明らかに不合理」で、正当な政府の利益に何らの合理的な関係をもつてないのでないかぎり受け入れられるべきである。（参照。

Jefferson v. Hackney, 406 US 535, 546 (1972); *Richardson v. Belcher*, 404 US 78, 81 (1971); *Flemming v. Nestor*, 363 US 603, 611 (1960); *McGowan v. Maryland*, 366 US 420, 426 (1961); *Dandridge v. Williams*, 397 US 471, 485 (1970))

」の基準を満たさへしないと被上告人は「」の制定法上の制度は一種の争いを排除する「」により遺言検認裁判所の仕事量を減らすと考へられており合理的手段であると主張した。やむに被上告人は男性申請人を優遇する」とを強制しているのはそれ自身合理的である、なぜなら「男は概して女性よりより営業事項に精通しているからである」と主張した。実際被上告人は「女性はまた男性が従事しているほどには政治や専門職、商業、産業にたずさわっていないことは共通に認識されていぬ」とやあ」と主張した。そしてアイダホ最高裁はこの法律の合憲性を判断するに際しアイダホ議会が「一般に男性が女性よりは遺産管理人としてより資格を備えていると考えた」のは合理的だと述べた。

しかしながらこれらの主張にもかかわらず当裁判所は法律によって男性申請人を優遇していふ「」とは違憲であると判決した。「」の結論に達するに際し当裁判所は暗黙のうちに「」の制定法上の制度についての被上告人の明らかに合理的な説明を拒絶した。

そして個々の申請人の個々の資格を無視することにより問題となつてゐる法律は「同じ状況にある男性と女性とに対する異つた取り扱い」(Reed v. Reed, Supra, at 77) として定めてゐると判断した。

したがつて当裁判所は行政的能率を達成するという州の利益は「ある程度の正当性がある」としても「どちらかの性に属する者を他の性に属する者より単に能力に関する審理を排除するためのみ強制的に優遇する」とは憲法により禁止されている非合理的な立法上の区別をまさに作ることである」と判断した(Id., at 76)。性を理由とする区別に関して伝統的な合理性を理由とする分析をやめたことは明らかに正当なことである。

わが国が性による差別についての長いかつ不幸な歴史をたどりしあたゝとは明らかのことである。伝統的にこののような差別は「ロマンティックな父親主義」の態度により合理化されてきた。この態度が実際上の効果として女性を台座の上にではなく籠の中に置いてきたのである。実際この父親主義的態度はわれわれの国民意識の中に確固として根をもつて至ったので百年前當法廷の著名なる判事は次のように宣言する」とがでいた。

「男は女性の保護者、擁護者でありまたそつあるべきである。女性に属している自然かつ固有の憶病さと纖細さのために女性は多くの市民生活上の職業に不向きである。家族組織の構成は

事物の本性と同様に神の命令中に基礎を置いているが、それは家庭の領域を女性の支配と機能に適切に属する領域として示している。家族制度に属す（または属すべき）利益、考え方の調和（同一化といつて居るのではない）は女性が彼女の夫とは別の独立した職業につくという考え方と矛盾するものである。

……女性の永遠の運命と使命は妻と母親という高貴にして暖かい仕事を果す」とである。これが創造者の法である」(Bradwell v. Illinois, 16 Wall 141 (1873) (Bradley, J., Concurring))。

このような考え方の結果としてわれわれの制定法典は次第に性間の大きな紋切り型の区別を積んだものとなってきた。そして実際、十九世紀の大半を通じてわが社会における女性の地位は多くの点において南北戦争前の奴隸法典下における黒人の地位に匹敵するものであった。奴隸も女性も公務につけず陪審を務めることができず、自らの名前で訴訟を提起できなかつた。そして既婚婦人は伝統的に財産を所有したり、譲渡したり、彼女ら自身の子供の法的保護者として任務を果す法律上の能力を否定されてしまった。(ノ)の問題については一般に以下のふのを参照。L. Kanowitz, *Women and the Law: The Unfinished Revolution* 5-6 (1969); G. Myrdal, *An American Dilemma* 1073 (20 th anniversary ed 1962). やしレ族人は一八七

○年に投票権を保障されたけれども、女性は「の権利（）」れはこれ自身他の基本的な市民上政治上の権利を保存するものである）やえ、半世紀後修正十九条が採用されるまで拒否された。もちろんアメリカにおける女性の地位は最近数十年間に顕著な改善をとげたことは確かである。しかしながらある点では性的特徴が非常に目につくものであるがゆえに、女性は依然として、我々の教育施設や労働市場やおそらくもともと頗著なものとして政治領域において侵透した差別（それは時には捕えがたるものであるけれども）に直面してしまったことは疑ふべなし。（）ふじつらせ一般 K. Amundsen, *The Silenced Majority: Women and American Democracy* (1971); *The President's Task Force on Women's Rights and Responsibilities, A Matter of Simple Justice* (1970) を参照。）

これらは人種や国籍と同じく出生から偶発事によるのみ決定される不变の性格であるから、特定の性を備える者にその者の性のみ特別の無能性を課すことは「法律上の責任は個人の責任とある程度の関係がある（）あくどおねむらわれわれの制度の基本的考え方」(Weber v. Aetna Casualty & Surety Co., 406 US 164, 175 (1972)) を犯してゐるようと思ふ。性を知的または肉体的の不能力を扱つたような違憲の疑いのない法律ではなく違憲の疑いのある基準とされていぬのと

結びつける考え方は、性特有の特徴は何かを行う能力とか社会に貢献する能力にはしばしば何らの関係をもつてしないというふとある。性間に法律上の区分を設けることはその結果としてしましば個々のメンバーの実際の能力とは無関係に女性全体をより低い地位へ落すという許されない効果をもつてゐるのである。

の問題に意味を持たぬものではある。（参照。 Oregon v. Mitchell, 400 US 112, 240, 248-249 (1970), (Opinion of Brennan, White, and Marshall, JJ.); Katzenbach v. Morgan, 384 US 641, 648-649 (1966)）

これらの考察を念頭におけばわれわれは性別で区別は人種、外国人、出身国にもとづく区別と同じように本来違憲の疑いがある、したがつて厳格な司法審査に服わねばならないとあれば判断である。このより厳しい審査基準により命ぜられてゐる分析を適用すると、現在当法廷に出されている制定法上の制度は憲法的に無効であることは明らかである。

III

問題とされてゐる法律中で制定されてゐる区別の唯一の理由はセセリッタ念あれてくる者の性である。したがつて 37 USC §§ 401, 403 ～ 10 USC §§ 1072, 1076 の下では彼女の配偶者の

ために住宅、医療手当をもらおうとしている制服勤務の女性は実際に夫の依存度を立証しなければならない。他方このような負担は男性軍人には課されない。加うるに彼女の配偶者の生活費の半分以下を出している上告人シャロン・フロンティエロのような女性勤務者に手当を拒絶するような効果をこの法律は果してゐる。他方同時に彼の配偶者の生活費の半分以下を同じように出している男性勤務者に対する手当を同

えてしまうのである。かくして少くともこの範囲においてこれらの制定法は「回」のような状況にある男女に対する異った取り扱い（Reed v. Reed, 404 US at 77）命じてくる旨である

やうに政府は、これらの法律にもとづき男女に与えられるている異った取り扱いは単なる「行政上の便宜性」より以外の目的に役立つてはいないということを認めている。要するに政府は経験的事項として、わが社会における妻はしばしばその夫に依存している。が他方、夫はめったにその妻に依存はしていないと主張してゐるのである。したがつて政府は男性勤務者の妻は財政的にその夫に依存していると単純にして決定的に推定し、他方事実上の依存度を立証する仕事を女性軍人に負わす方がより金がかからないでよりたやすく連邦議会は合理的に判断したのだと主張してゐる。

しかしながら政府はこのようないた取り扱いが実際に政府にとって金の節約となつてゐるという見解を立証しようとする具体的な証拠を何も出していない。厳格な司法審査の要件を満たすためにはたとえば政府はすべての男性勤務者に関して増額された手当を与える方が、どの男性勤務者が実際にこのような手当を受ける資格を与えられているかを決定し妻が事実上依存度の要件を満たしている場合にのみ増額された手当を与えること

よりも実際上金がかからないと「う」と立証しなければならない。しかし本件ではこの資格審査を行うと男性勤務者の妻の多くは手当をうける資格を失うという重大な証拠が存在している。

女性勤務者の夫に関する扶養家族性決定は現在もっと金のかかる審理手続を通してというより宣誓供述書にもとづいてのみなされているという事実に照らして考えると、制定法上の制度についての政府の説明には少くとも（）く控え目にいっても疑問が残る。

ともかく当法廷の先例は政府の企画の効果的な執行と「う」のは少しの重要性もないとはいえないけれど「憲法は迅速とか効率」というものより高い価値を承認しているのである（Stanley v. Illinois, 405 US 645, 656 (1972)）といふことを示している。そしてわれわれが「厳格な司法審査」の領域に立ち入る時「行政上便宜」は合言葉（合憲性を示す單なる暗誦）でないことは疑いのないところである（参照。Shapiro v. Thompson, 394 US 618 (1969); Carrington v. Rash, 380 US 89 (1965)）。

性による差別とアメリカ憲法（一）

「折にあやに該当するものを」含んでいるのである（Reed v. Reed, 404 US at 77, 76）。したがってわれわれは行政上の便宜性を達成するために制服勤務の男女に対して異った取扱いを与えることにより、問題の法律はそれが女性軍人に彼女の夫の依存度を証明するよう求めていたかぎりにおいて修正五条の適正手続きを侵害するものであると判断する。原判決を破棄する。

〔資料④〕

スターントン対スターントン

Stanton v. Stanton, 95 S. Ct. 1373 (1975)

ブラックマン判事が法廷意見を述べた。

本件は女性に対するよりもより高い年齢を成年齢として男性に定めている州法は、親の子供に対する生活費支給義務との関係において憲法修正十四条一項により保障されている法の平等保護を否定するかという争点を提起しているのである。

I

上告人テルマ・B・スターントンと被上告人ジョームス・ローンス・スターントンは一九五一年二月ネバダ州エルコにおいて結婚した。上告人の訴えによつて兩人は一九六〇年十一月二十九日ユタ州において離婚した。兩人には一九五三年一月生まれしたがつて「憲法により禁止されている専断的な立法上の選

のショリー・リンという娘と一九五五年一月出生のリック・アーランドという息子がいる。ショリーは一九七一年二月二十一日に十八歳となり、リックは一九七三年一月二十九日に十八歳になつた。

ソルト・レイク郡地方裁判所における離婚手続において両当事者は、財産、子供の扶養、並びに別居手当に関する約定をかわした。同裁判所は子供の保護権を母親側に与え」の契約の条項を裁判所の事実認定と判断並びに離婚命令中に盛り込んだのである。特に別居手当と子供の扶養に関しては離婚命令は次のように述べていた。すなわち「被告は子供の扶養と別居手当として月額三百ドルを、すなわち子供の養育費として子供一人当たり月額百ドルそして別居手当として月額百ドルを原告に支払わねばならない。これは毎月一日またはそれ以前にソルト・レイク郡書記事務所を通じて支払われるものとする」(App. 6)と。その後上告人は再婚した。そこで同裁判所は別の契約に従つて被上告人が今後別居手当を支払わなくてもよいというように離婚命令を修正した。被上告人もまた後に再婚したのである。

ショリーが十八歳になつた時、被上告人は彼女の生活費に対する支払いを中止した。一九七三年五月上告人は特に子供が各々十八歳に達した後にも子供の生活費を求める上告人勝訴被上告人敗訴の判決を求める訴えを離婚裁判所に提起した。同裁判

所は、ショリーは一九七一年二月二十一日「十八歳になつた。一九五三年のユタ州法典15—2—1によると彼女はこれによて成年になつたのである。したがつて被告はこの日以降ショリー・リン・スタントンの生活費を支払う義務はない。」(App. 23)と判決した。したがつて上告人の申し立を拒否する命令が下された。(Id., 24-25)

上告人はユタ州最高裁判所へ上訴した。彼女は特に一九五三年のユタ州法典15—2—1は男性の成年齢を二十一歳に広げ女性のそれを十八歳にしているという点において、許しがたい差別を行つており、したがつて連邦憲法修正十四条とこれに匹敵するユタ州憲法の条項すなわち一条七節と二十四節並びに四条一節に反して適正手続と法の平等保護を否定する効果をあげているのであると主張した。このような争点に関しユタ州最高裁は原判決を確認したのである。(30 Utah 2d, 315, 517 P. 2d, 1010 (1974))。同最高裁は「問題の法律が男性と女性を異つたように取り扱つてゐる」とについては疑いの余地はない」と承認したが、「この区分には合理的な理由が存在するかありすなわちその区分が法律の目的に関連のあるものでそしにそれがそのクラスに属するすべてのものに平等かつ統一的に適用せられているかあり」人々は異つたように取り扱われてもよいのであると述べた(30 Utah 2d, at 318, 517 P. 2d, at 1012)。同

裁判所はある「伝統的考え方」とわれて「る」のに言及した。

II

すなわち「一般的にいって家庭とその生活必需品を備えるのは男の主要な義務である」ということ」したがって「男が」という責任を引き受け前良き教育とか訓練をうけるのは男性にとって良いことである」ということ」また「女の子は一般的に男の子よりも早く肉体的にも感情的にも精神的にも成熟しがちである」ということ」ならびに「女の子は一般的にいて男の子よりも早く結婚しがちである」ということ」に言及した。そして同裁判所は次のようないくつかの判断を下したのである。「この法律は無効として破棄されねばならない程合理的な疑いを越えた程度に憲法の規定に反しているとする判断を正当化する理由は存在しない」と当法廷は判断する。(30 Utah 2d, at 319, 517 P. 2d, at 1013) 何がしかの変更が望ましいとの「これは議会の注意を喚起すべき事項である」と同裁判所は述べた。(30 Utah 2d, at 320, 517 P. 2d, at 1013) したがって上告人は娘が十八歳を達した後娘の生活費をうける資格はないが事実審裁判所によって別のように命令されないかぎり「息子の未成年期間中」息子の生活費を受けとる資格はあると判决が下された。(30 Utah 2d, at 320, 517 P. 2d, at 1014)

当法廷は本件に関する管轄権を持つものと判断した。(419 US 893 (1974))

被上告人はまず第一に本件の生活費に関する争点はムートであるといふと主張してある。これに一つの主張は関連性のあるものであり、当法廷はこの主張の「」を認めない。

A、本件がムートであるという主張は上告人とシエリーの両人は今日二十一歳を越えている、したがって「」の者も「」の訴訟の結果によって影響を受ける。(Brief for Appellant, 9) 権利をめぐらすという論拠に基づくものである。本件が管轄権上の問題に関し当法廷にあたられた時点で被上告人は本件は裁判に適さない政治問題を含んで「」と述べた。(Appellee's Motion to dismiss, 6-7) めぐらすの「」ながら、「」の考え方も本件で問題になつて「」とは十八歳から二十一歳までにおける娘の生活費であるとした事実を見逃している。もし被上告人が離婚命令にむづづけの期間における娘シリーリーの生活費支払義務があるのであれば、これはいまだ履行されていない義務でありしたがって過去において被上告人が当然支払うべきであった金額が存在するのである。したがって「」のような義務に関する争点は明らかに「」まだ継続している有効な事件または争いを提起して「」のである。本件はムートでも裁判に適さないものである。

B、原告適格に関する主張は原告は当該ユタ州法によって影響をうける年齢層に属していない、したがって彼女は本件争点が解決されると個人的利害関係をもっていない」ということである。上告人は生活費支払いに関し契約に署名した時、現行のユタ法の存在を知っていた。ゆえに娘が十八歳になった後の生活費支払請求権を放棄したかあるべきのようなどを主張することを禁止されているのであると言われている。

離婚命令の下で被上告人が十八歳から二十一歳までの間の娘の生活費に対し負っている被上告人の義務に上告人がもつてゐる利益が、上告人の個人的な利益とみなされようと、また上告人の受託者としての利益とみなされようと相違は生じないと当法廷は考えぬ。ユタ州裁判所は生活費を「未成年の子供の扶養のために配偶者に支払われる報酬」と規定している。

(Anderson v. Anderson, 110 Utah 300, 306 (1946)) そして過去に支払つてもあつた生活費を受ける権利は子供に対してではなく、扶養してくる配偶者のものであるとユタ州裁判所は考えぬ。(Larsen v. Larsen, 5 Utah 2d, 224 (1956); Baggs v. Anderson, Utah, 528 P. 2d, 148, 143 (1974) を参考) したがって上告人が明らかに「具体的な不利益を」かかるか否かの争いの結果に対し個人的な利害関係をもつてゐるのであり、その個人的な利害関係が争点の提示

を鋭いものとしており、裁判所はこの争点に大々的に依拠しつつもつかしき憲法上の問題に光を当てようとしているのである。(Baker v. Carr, 369 US 186, 204 (1962); Flast v. Cohen, 392 US 83, 102 (1968)) 当法廷はこの契約自身の中に、生活費支払いのためにはいつ成年齢に達するのかという問題に指示を与えていたものとか、またこの権利の放棄をおわすようなものとかを何も確認できない。さらに生活費に対する民事責任に関する統一法は一九五七年以來ユタ州においても適用されてゐる。一九五七年のユタ州法一一〇条は今日では UCA §§ 78-45-1~78-45-13 として法典化されていき(78-45-4 は特に「すべての女性は子供を扶養する義務がある」と定めている)。これで 78-45-3 において「すべての男性は妻ならびに子供を扶養する義務がある」という条項につけ加えられたものである。これにおいて「子供」は「二十一歳以下の息子または娘」を意味すると定義されている。(78-45-2 (4)) そして 78-45-12 は「本条で創設される権利は他の権利につけ加えられるものであつて、他の権利と置きかえられるものではな」こと述べてゐる。

したがつて上告人自身ユタ法の下ではショリーが二十一歳になるまで彼女の娘を扶養する法律上の義務を帯びていたのである。しかしこの義務は明らかに彼女が離婚命令によつて被

上告人に対し持つてゐる権利を損うものではなかつた。したがつて彼女のこの争いにおける利害関係は明らかにして重要なものであり「具体的な不利益を」引かへけるようなものである。ゆえに彼女の側には原告適格があるのである。

III

ところでわれわれは本案に目を向ける所とする。上告人は次のように主張する。第一に男性と女性に対し異つた成年齢を定めているコタ州法の規定は平等保護を否定するものである。第二にこれは性にのみもとづいた区分であり子供の持つてゐる親によつて食料、衣料、住居を与えるられるという「基本的権利」に影響を与えるものである。第三にこの区分を支えるような州の不可欠の利益といふものは存在していない。第四に当該法律は厳格またはその他のどのような司法審査にも耐えられるものではない。なぜならこれは何らかの確認できる立法上の目的と何ら関係を持つてないからであるといふことであった。被上告人はこれに対しても適用されるべき基準は合理性の基準であるといふこと、そして年齢についての区分は合理的な根拠をもつてゐるので平等保護にもとづくいがなる攻撃にも耐えうると主張している。

当法廷は性にもとづく区分が本質的に憲法違反の疑いがあるものであるかどうかを本件において決定する必要はないものであ

あると考える。(以下の諸事件を参照。Weinberger v. Wiesenfeld, 420 US 636 (1975); Schlesinger v. Ballard, 419 US 408 (1975); Geduldig v. Aiello, 417 US 484 (1974); Kahn v. Shevin, 416 US 351 (1974); Frontiero v. Richardson, 411 US 677 (1973); Reed v. Reed, 404 US 71 (1971))

本件におじてはリード判決が拘束力をもつて法廷は考え。この事件は他の点においてはまったく同じ資格を備えた者が死者の遺産管理人に任命されることを求めた場合、女性よりは男性を優先してくるアイダホ州の遺言検認に関する法律条項を平等条項から批判したものであった。この法律のもとにおいて申請人各人の個々の資格に対しては何ら注意が払われていなかつた。この攻撃を支持する際に最高裁判所はアイダホ州法は性にもとづいて異つた取り扱いを与えていた。ゆえに同州法は「平等保護条項の下での審査に服すべき区分を作り出してはいけない」と判断を下した。(Id., at 75) 同条項は「州法によって異つたクラスに位置づけられてゐる人々に対しこの法律の目的にまつたく関係のない基準にもとづいて異つた取り扱いが与えられるような法律を定める権限」を州に拒否するものであるといわれた。(Id., at 75-76) 「区分は『合理的でなければならず専断的であつてはならない。そして区分は法律の目的に正当かつ実質的關係をもつた相違という理由によつていなければならない。

ゆえに同じ状況にある者はすべて同じように取り扱われねばなるのである。

「Royster Guano Co. v. Virginia, 253 US 412(1920)」(Id., 404 US, at 76)。その目的が家族間の争いの起りがちな領域を排除する、相争っている縁者の相対的能力に関する聴聞をすることを排除するということであったといふことだけではこの法律を救うには十分でなかった。

そこで本件において調べるべきは子供を性によって異ったよう扱っていることがユタ州法によって引き出される被上告人の扶養義務に違いを生じさせることを保障しているのかどうかということである。当法廷はそのようなことはないと判断する。ユタ最高裁が考えかつ当法廷においても主張されるように家庭を維持するのは男の第一の義務であるゆえに男がこの義務を引きうけるに先立つて教育や訓練を受けたりすることは彼の利益になるとか、女の子は男の子よりも成熟が早いとか、女性は男性よりも早く結婚しがちだなどとは当たつているかもしない。しかし最後にのべられた点はそれが他の点でどんな重みを持つとしてもユタ州法の下ではそれを失うのである。というのはユタ州法は「すべての未成年者は結婚によって成年に達す」と述べているからである。したがって未成年並びにそれに伴うすべてのことは、婚姻がいかなる未成年齢において起らうともどちらかの性に属するものの結婚によって突然失われ

ユタ最高裁が言及した「伝統的考え方」にもかかわらずわれわれは 15-2-1 によって引かれている区分の中に合理的なものは何も見出せない。同条項が離婚命令に關係した場合被上告人の扶養義務はショリーに関しては単に十八歳までであるがリックに関しては二十一歳までという結果を引き起こしているのである。これは「この法律の目的にまったく無関係の基準」を課しているのである。子供は男であれ女であれ依然として子供なのである。もはや女性が家について家族の面倒をみるとだけ運命づけられてはいないし、男性が外へ出て働いたり、理念の世界に運命づけられてもいないのである。(Taylor v. Louisiana, — US —, — n. 17 (1975) を参照) 女性の活動と責任はますます増加拡大している。男女共学は事実であつてめずらしいことではない。仕事の世界、専門職、公務に女性が存在し教育というものが必ずしも必要な条件でないとしても望ましいとされるすべての生活領域に女性が存在しているということは明らかであり、かつ裁判所によつて適切に確認されうる事項である。もしも男の子が教育や訓練を受ける間親からの生活費を保障するために少年に特定の未成年齢が必要とされるのであればそれはまた女の子にとってもそうである。教育上の理由から男女間に区分を設けることはよつて利己的なことなのである。す

なわらぬしも女の子が男の子程長い間生活費を得られないとすれば女性は男性と同じ程長く学校に参加することがほとんど期待されないし、女性の教育を男性よりも早く打ち切る」とは分割型社会が長い間課してきたものと一致するのである。そしてたとえ女の子は早熟であるところから十八歳以降は扶養の必要性はない」というようなことを引き出していく考え方が今日において依然として何らかの力を持つとしても、われわれはこの主張が疑いの余地なきほどの真実であるとかこの主張の意義とかについて考えることではない。特に法律が定めているように結婚がいわゆる性に属するものであれ未成年を終結せねりとなつてゐる時にはなおやうである。

われわれの調査が明らかにしてゐるかありにおこしてアーカンサス州だけがユタ州と共に女性の成年齢を十八歳とし男性を二十一歳としている唯一の州である。(Ark. Stat. Ann. § 57-103. Petty v. Petty, 252 Ark. 1032, 482 S. W. 2d 119 (1972) 参照) ものとユタ州自身未成年についての定義を「二十一歳以上」と親または後見人の同意なしの結婚に関する30-1-9 によつてのみ十八歳と二十一歳という区別を置いてゐる。 (男性が十六歳以下または女性が十四歳以下の場合の結婚を無効としている 30-1-2 (4) も参照。) その他の場合におけることは同州の現在の憲法と制定法体系においては男性と女性

は同じよう扱われてゐるようである。同州憲法はユタ州民の投票権並びに被選挙権は「性を理由に否定されたり縮少されはならない。」並びに「男性市民、女性市民の両方は市民としての権利並びに特権、政治上の権利特権、宗教上の権利特権をすべて平等に享受するものである。」と定めている。(Art. IV, § 1) そして同憲法は連邦が一九七一年に修正二十六条を採択するまことに以前から「二十一歳以上の」市民はすべて居住期間の要件を満たす場合には「投票権を享受するものである」と定めていた。(Art. IV, § 2) ユタ州法は性以外の特定の資格を満たす者で二十一歳を越える者が「陪審員として行動する資格」があり(U. C. A. § 78-46-8)、弁護士になれる(§ 78-51-10)、法人設立者として行為できる(§ 16-10-48)、二十一歳以下で貧困な場合には公的扶助をうける権利がある(§ 55-15 a-17) と定めているのである。そして州民が立法部、行政部、司法部において勤務する事が許されてゐる年齢は男女共に同じである。(Utah Const., Art. VI, § 5, Art. VII, § 3 and Art. VIII, § 2.) 十九歳以下の者にはいわゆる性に属する者であるタバコを売つてはならないしまた買つたり所持してもならない。(§§ 76-10-104 and 76-10-105) 自動車免許に伴う保険においては年齢の差は課せられていない。(§ 41-2-10) 州の成人教育計画は十八歳以上のすべての者に開かれてゐる。(§

53-30-5) 未成年者に対する贈与に関する統一法はユタ州で施行されおり同法との目的において未成年者を「二十一歳に満たない者」と定義している。(§ 75-15-2. 11) 少年裁判所の管轄は指定された年齢以下の「子供の性に属する者」にも及ぶ。

(§§ 55-10-64 and 55-10-77) 十八歳以上で健全な精神をもつた者の法律で自分の意志で財産を処分できる。(§ 74-1-1) 前述した一九五七年以來ユタ州で施行されている生活費に対する民事責任に関する統一法は各々の親に二十一歳に至るまで息子と娘の両方を扶養する義務を課している。(§§ 78-45-2 (4), 78-45-3 and 78-45-4)

以上の「りふせ 15-2-1 が重要な適用上の効果を持つていいないじゆくおへんしてこむのではない」「未成年者」は契約を取り消したりふせ。(§ 15-2-2) 「未成年者」は法廷には後見人または訴訟のための後見人によって出廷しなければならない。(Rule 17 (b), Utah Rules of Civ. Proc.) 親は「未成年の子供」の傷害または違法な死を理由に訴訟を起す権利をもつている。(§ 78-11-6) 「成年齢に達しない者」は死者の遺産管理人たる能力がない(§ 75-4-4) 死者の遺言の執行者の資格もない。(§ 75-3-15 (1)) 時効に関する法律は訴訟を提起する権利を与えられていふ者が未成年である場合には適用をゆるめられている。(§ 78-12-36) したがって 15-2-1 によって引かれている区分

と、いふのは他の権利義務に影響を与えていいのである。これでは直接間接の両方の広い効果をもつていいのである。

したがって当法廷は不可避的な州の利益を求める基準または合理的理由を求める基準またはこの両者の中間にある基準のこの二つのいずれの基準によつても 15-2-1 は子供の扶養との関係において平等保護にもどく攻撃をかわせないと判断するものである。このような文脈においては男女間に有効な区別をひくことではないのである。

IV

15-2-1 によってもたらされていいる区分は子供の養育との関係においては修正十四条によって保障されている法の平等保護を否定するものであるという当法廷の判断は当該上告人と被上告人間の争いを最終的に解決するものではない。年齢差は無効であると判定されたにもかかわらず被上告人の子供の生活費に対する義務が離婚命令に従つてユタ州法の下でいつ修了するかを決定するのは当裁判所の仕事ではない。上告人はこの区別が排除されるにふれてコモン・ローが適用されると主張しコモン・ローにおける男女両方の成年齢は二十一歳であると主張している。これに対しても上告人は男女を憲法に反して不公平に扱つていいとは女性に二十一歳になるまで成年の特権を与えないことをよりやむしべ男性を十八歳で成人として

扱うべきことより救済されるべからると主張している。これが明らかに本件の差し戻しを扱うコタ裁判所により解決されるべき州法上の問題である。この争点については偶然にもコタ州最高裁によって言及された（*30 Utah 2d, at 319, 517 P. 2d, at 1013*）上告人は連邦憲法上の争点に関し当法廷におこり勝訴したけれども彼女はいの訴訟における最後的に勝訴かつかつかは不明である。（参照、*Harrigfeld v. District Court, 95 Idaho 540, 511 P. 2d 822 (1973)*；*Commonwealth v. Butler, Pa., 328 A. 2d 851 (1974)*；*Skinner v. Oklahoma, 316 US 535, 542-543 (1942)*）

コタ州最高裁の判決を破棄し本件を以上述べた意見に従って改めて審理されねばく差し戻すのである。

以てのように判決する。原判決を破棄し事件を差し戻す。
(ハーネキスト判事が反対意見を述べている。)